

[総務文教常任委員会審査報告]

総務文教常任委員会は9月16日、17日に開催し、本委員会に付託された案件について審査を行いましたので報告申し上げます。

付託案件は、

- 第43号議案 三木市環境保全負担金条例の制定について
- 第44号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第45号議案 三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第46号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第48号議案 令和8年度三木市一般会計補正予算（第3号）中、関係部分
- 第49号議案 令和8年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第51号議案 令和8年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第52号議案 令和8年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 第60号議案 工事請負変更契約の締結について
- 第61号議案 土地の処分について

の以上10件であります。

本委員会は、これらの議案を慎重に審査いたしました結果、第45号議案は賛成多数で、その他の議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以下、審査の過程における各委員からの主な意見を申し上げます。

まず、三木市環境保全負担金条例の制定についてであります。

本条例は、市外において排出された一般廃棄物の市内の民間処理施設への搬入に関し、本市における環境負荷の低減を図り、環境保全を推進する財源に充てるため負担金を求めることにより、持続可能な循環型社会の形成の推進に寄与することを目的に制定するものであります。民間処理施設へ一般廃棄物を搬入するための大型車両が通行することにより、道路の損傷、騒音、振動、臭い、排気ガス等の問題が懸念されますが、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて環境負荷を測定・検証するなど、環境保全の推進に取り組まれないのであります。

次に、吉川地域小中一貫校設置に係る基本設計及び実施設計業務委託についてであります。

吉川地域における施設一体型小中一貫校の開校に向け、校舎等の配置や構造、諸室の配置などを具体化する「基本設計」及び工事発注に必要となる詳細な図面等を作成する「実施設計」を業務委託されようとしています。教育内容の充実と財政の健全性の維持を最優先として、将来の児童生徒の推計人数と適切な学校の規模との整合性を図りつつ、総事業費を丁寧に精査されたいのであります。

また、基本設計策定時に地域や保護者へ丁寧な説明を行い、反映できる意見は反映させた上で実施設計を進めていくことで、地域に開かれた学校となるよう努められたのであります。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。